

# 山梨県立大学看護学部紀要規定

## (目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学看護学部（以下「看護学部」という）において、研究業績を発表する学術論文集に関する必要事項を定めるものとする。

## (名称)

第2条 前条に規定する学術論文集は、これを山梨県立大学看護学部紀要（以下「紀要」という）と称する。

## (編集)

第3条 紀要の編集は、看護学部紀要委員会（以下「紀要委員会」という）が行う。

## (発行)

第4条 紀要は年1回定期的に発行することを原則とする。ただし、特別に必要があると紀要委員会が認めたときは、看護学部教授会（以下「教授会」という）の議を経て、臨時にこれを発行することが出来る。

## (投稿資格)

第5条 紀要への投稿資格者は次の通りとする。

- 1 看護学部在籍する専任の教員
- 2 看護学部の専任教員を含む共同研究者（ただし筆頭著者は看護学部専任の教員）
- 3 その他紀要委員会が投稿を依頼した者

## (掲載内容)

第6条 紀要に掲載する内容は次の通りである（未発表のものに限る）。

- 1 論文（原著、総説）
- 2 報告（短報、資料を含む）
- 3 その他、紀要委員会が適当と認めたもの

## (掲載の採択)

第7条 原稿の採択、掲載順は紀要委員会において決定する。

## (審査)

第8条 紀要委員会は投稿原稿の審査を専門分野の研究者に依頼することが出来る。

- 2 依頼された研究者は、紀要委員会から指定された日時までに依頼された原稿を審査し、その結果を紀要委員会に報告しなければならない。

(別刷り)

第9条 別刷りは原稿1編につき50部とする。

(著作権)

第10条 紀要に掲載された論文・報告等の著作権(財産権)は、山梨県立大学に帰属する。

(投稿要領)

第11条 投稿は、投稿要領によるものとし、別に定める。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、紀要委員会の審議を経て、教授会で決定する。

附則

この規程は、平成17年9月14日から施行する。